

問責決議？・・・全国又は地方自治体の議会において、政治任用職にある者（閣僚など）または議会の役員（議長・副議長・委員長など）が責任を問うことを内容として行われる決議をいう。

(全 39 件) ※全ての議案等に対する議員の賛否を公表しています。

No	議決結果	
■平成 26 年度決算（10 件）		
80 一般会計		[歳入] 254 億 4,043 万 9 千円、[歳出] 246 億 1,704 万 2 千円
81 国民健康保険（事業勘定、直診勘定）		[事業勘定] [歳入] 61 億 1,114 万 8 千円、[歳出] 61 億 606 万 5 千円 [診療施設勘定（白河診療所）] [歳入] 1 億 5,096 万 1 千円、[歳出] 1 億 4,234 万 3 千円
82 後期高齢者医療保険		[歳入] 4 億 4,235 万 4 千円、[歳出] 4 億 3,865 万 6 千円
83 下水道事業		[歳入] 16 億 6,081 万 7 千円、[歳出] 16 億 2,632 万 6 千円
84 農業集落排水事業	可決	[歳入] 5 億 6,616 万 9 千円、[歳出] 5 億 5,217 万 9 千円
85 戸別浄化槽事業		[歳入] 6,544 万円、[歳出] 5,402 万 8 千円
86 霊園事業		[歳入] 1 億 161 万 1 千円、[歳出] 1 億 159 万 3 千円
87 介護保険		[事業勘定] [歳入] 33 億 2,689 万 8 千円、[歳出] 32 億 7,034 万 6 千円 [介護サービス事業勘定] [歳入] 576 万 8 千円、[歳出] 416 万 5 千円
88 病院事業		[収益的収入及び支出] [収入] 1 億 9,457 万 1 千円、[支出] 1 億 9,457 万 1 千円 [資本的支出] [収入] 0 千円、[支出] 3,527 万 3 千円
89 水道事業		[収益的収入及び支出] [収入] 8 億 868 万 2 千円、[支出] 7 億 3,857 万 7 千円 [資本的収入及び支出] [収入] 3 億 2,031 万 9 千円、[支出] 5 億 6,866 万 8 千円
■その他（4 件）		
90 動産の買入れ契約の締結		消防ポンプ自動車の購入
91 市道路線の認定		市道玉 5 3 4 3 号線（1 路線）
92 指定管理者の指定	可決	保健福祉施設の（四季健康館・小川保健相談センター・玉里保健福祉センター）の指定管理期間の終了にあたり 2 8 年度からの指定管理者について提案するもの
93 財産の取得		小川南中学校を旧県立小川高等学校に移転させるにあたり、土地及び建物を茨城県から取得
■請願・陳情（2 件）		
5 「青少年健全育成基本法の制定」を求め る意見書提出に関する請願	採 択	紹介議員：幡谷好文 請願者：日本の青少年の健全育成を推進する会代表
6 教育予算の拡充を求める請願		紹介議員：笹目雄一 請願者：茨城県教職員組合
■議員発議（3 件）		
7 小美玉市議会会議規則の一部を改正する 規則	可決	提出者：関口輝門ほか 6 名 会議への欠席の届出の事由に出産を加えるもの。
8 小美玉市議会委員会条例の一部を改正す る条例		提出者：荒川一秀ほか 9 名 各常任委員会の定数を総務 6 名、文教福祉 7 名、産業建設 6 名とするもの。
9 小美玉市議会議員の政治倫理に関する条 例の一部を改正する条例		提出者：木名瀬幸吉ほか 9 名 ・政治倫理審査会調査請求権の要件を市民 100 人以上の署名とするもの。 ・議員の請負禁止に関する遵守事項を 2 等親以内の親族とするもの。
※ 議長は採決に参加しない。 ※ 発議 5 号は 8 月 28 日に原案可決、発議 6 号及び動議は 9 月 2 日に可決。		

9 月 2 日の本会議において、副議長に対する問責決議案と不信任の動議が提出されました。

◆戸田見成議員に対する問責決議案（発議 6 号）を可決 提出者：岩本好夫議員

【提案理由】 事実を歪めた虚偽文書を誘発させた議員の言動は、正常な議会運営の秩序を乱し、市議会の品位を落とすものである。

◆戸田見成副議長に対する副議長不信任の動議を可決 提出者：谷仲和雄議員

【提案理由】 今回の問責決議案の可決を受け、副議長不信任の動議を提出

- 反対討論（福島議員）
- 賛成討論（岩本議員、幡谷議員）